

**令和7年度 鎌倉市  
商工業元気アップ事業  
応募の手引き**  
(創業部門・事業定着部門)



鎌倉市 市民防災部 商工課

# 1 制度の概要及び目的

## (1) 制度の概要

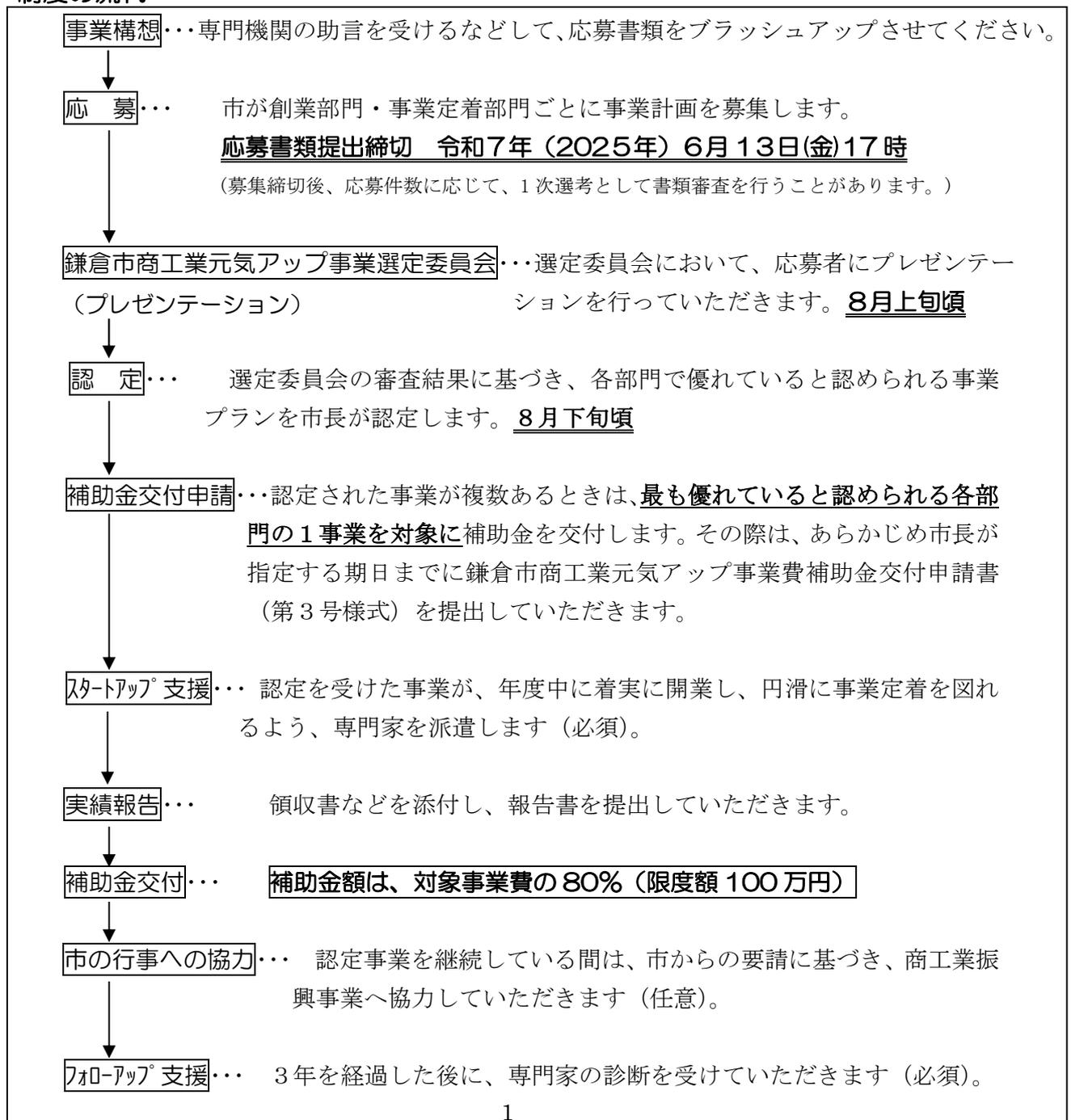
鎌倉市商工業元気アップ事業（創業部門・事業定着部門）は、鎌倉市において 創業を予定（応募時点で開業前） している人、又は、開業日から 1年未満（令和7年（2025年）6月13日（金）まで）の中小企業者 が、年度中に着実に開業するため、又は、円滑に事業定着を図るための支援を行う制度です。

## (2) 制度の目的

明確な意義と情熱をもって取り組まれる独創的で市場成立性の高い事業を募集します。特に、下記の4つの視点に留意してください。

- ア. 新たな商品やサービスの提供
- イ. 独自のアイデアによる新たな価値の創出
- ウ. 鎌倉の地域資源や地域特性の活用
- エ. 社会的な課題や鎌倉の地域課題の解決

## 制度の流れ



## 2 募集部門及び対象者

次の2部門について、認定を行います。

部門	対象事業	対象者 (実施する事業者)	要件
創業部門	新たに始める事業	<b>事業を営んでいない</b> 個人、又は団体で、これから創業し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者になる者（※1）	(1) 事業者が市内に主たる事業所を有すること又は有することとなることが確実であり、当該事業所で実施される事業であること。 (2) 神奈川県信用保証協会の信用保証の対象業種（※4）であること。
事業定着部門	開業日後、事業定着を図るために行う事業（既存事業の拡充を含む）。	創業に係る事業を開始した日（会社にあつては、その設立の日。）から1年を経過していない中小企業者（※2※3）	(3) 明確な経営理念の下、事業者の情熱をもって実施される事業であること。 (4) 市場において事業として成立する見込みがある事業であること。 (5) 独創性がある事業であること。 (6) 認定日の属する年度内に事業化される事業であること。

※1 収入の有無に関わらず、既に事業を営んでいる場合は、創業部門の対象になりません。

※2 既存事業の社名変更や業態変更等による開業は、事業定着部門の対象になりません。

※3 中小企業者の定義（中小企業基本法第2条第1項）

主たる業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運輸業など	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

※4 神奈川県信用保証協会の保証対象業種は、下記以外の業種です。

### 保証対象とならない業種

農林漁業、金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）、接待、遊興及び食事の提供を主目的としない飲食業（バー、スナック、キャバレーなど）、風俗関連営業、パチンコ、スロットマシンなどの娯楽業、興信所、探偵業、集金業・取立業（ただし、公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く）、政治・経済・文化団体、宗教法人・団体など

### 3 応募書類及び応募方法

下記の応募書類のうち事業計画書、資金計画書、収支計画書の3点について、応募前に専門機関（専門機関の詳細は本手引きのP5に記載）に相談し、アドバイスを受けて、作成をお願いします。その際、専門機関で受けたアドバイスの内容は、事業計画書へ記載してください。なお、応募書類は選定委員会における審査の対象になりません（選定委員会の詳細は本手引きのP6に記載）ので、記載内容の誤りや記載漏れ等がないようご注意ください。

#### (1) 応募書類

ア. 鎌倉市商工業元気アップ事業応募申込書

イ. 事業計画書

各項目に沿って、できるだけ具体的に記入してください。なお、部門により書式が異なりますので、ご注意ください。

ウ. 資金計画書

補助金を申請する年度において、元気アップ事業に応募する事業に要する資金の総額（概算でも結構です）をご記入ください。ただし、補助金の交付申請に当たっては、別途、見積書や領収書等により経費の確定ができるもののみが、補助対象経費となります。（※補助対象経費の考え方については、「8 補助金について」（P7）をご覧ください。）

エ. 収支計画書

元気アップ事業に応募する事業に要する資金のみではなく、人件費等の運転資金を含むビジネス全体の3カ年の収支計画をご記入ください。

オ. 事業定着部門については開業日が確認できる書類（開業届、法人登記簿、定款等）

(2) 応募締切日時 令和7年（2025年）6月13日（金） 17時

#### (3) 応募方法

電子申請、郵送、持参の3種類から選んでご応募ください。応募方法が審査に影響を与えることは一切ありません。なお、Eメールでのご申請は受付漏れを防ぐ観点から行いません。

ア. 電子申請

次のページの応募フォーム、もしくは、この応募の手引きをダウンロードいただける「令和6年度鎌倉市商工業元気アップ事業の募集について」（次のページのURLもしくは二次元バーコードをご参照ください。）のページに応募フォームのリンクがございますので、そちらから応募してください。なお、操作方法に不明点等ございましたら、「11 問い合わせ先」（P8）を参照の上、お問い合わせください。

●令和7年度鎌倉市商工業元気アップ事業の募集について

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shoukou/sien/genkiup26.html>



●応募フォーム

- ・PCから

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142042-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=95476](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142042-u/offer/offerList_detail?tempSeq=95476)

- ・スマートフォンから

アクセス後、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックし、応募フォームへ進んでください。



イ. 郵送

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号 鎌倉市市民防災部商工課商工担当 宛

※書留を利用し、応募締切日時 of 令和7年(2025年)6月13日(金)17時までに届くようにしてください。

ウ. 持参

応募締切日時 of 令和7年(2025年)6月13日(金)17時までの土日・祝日を除く 8:30~12:00、13:00~17:00 にお持ちください。

(4) 応募書類の内容確認について

- ・応募書類の内容について、市から、電話及びEメールにて問い合わせを行うことがあります。「鎌倉市商工業元気アップ事業応募申込書」に記入される電話番号及びEメールアドレスは連絡の取りやすいものにしてください。
- ・応募書類に関する問い合わせに基づき、こちらから修正や追記を依頼することがあります。修正や追記の依頼に、指定期間内に応じなかった場合は、失格となる場合があります。
- ・応募書類の様式の改変(例:事業計画書の記載項目の削除など)は行わないでください。様式が改変された応募書類の提出がなされた時点で失格となる場合があります。

(5) 留意事項

- ・応募書類は、原則として返却しません。
- ・応募書類は、本市が受理した段階で「公文書」となるため、情報公開請求の対象となります。情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例に則って公開・非公開の判断をします。
- ・複数の事業者や大学等との共同事業の場合は、代表する事業者を応募者としてください。

## 4 応募書類の作成支援

応募書類のアドバイスを受ける専門機関とは次に示す機関か、又は、申請者が任意で定める専門機関で構いませんが、その場合は、アドバイスを受けた機関名を事業計画書に記載してください。

- 鎌倉商工会議所中小企業支援課 電 話 0467-23-2563  
所在地 鎌倉市御成町17番29号
- 公益財団法人神奈川産業振興センター事業部経営総合相談課  
電 話 045-633-5200  
所在地 横浜市中区尾上町五丁目80番地
- 湘南信用金庫営業統括本部 電 話 046-825-1463  
所在地 横須賀市大滝町二丁目2番地
- 経営相談（鎌倉市役所内）※ 電 話 0467-23-3000（代表）  
内線2355  
所在地 鎌倉市御成町18番10号  
（本庁舎内で実施）

※経営相談（鎌倉市役所内）は、神奈川県よろず支援拠点<sup>※2</sup>の中小企業診断士を鎌倉市役所に招いて実施しており、原則、月1回の事前予約制です。ご予約が合わない場合、オンライン等での随時相談も行っていますのでご相談ください。なお、オンラインでの相談の場合、オンライン会議ツール等は相談希望者にご用意いただくことがございます。

※2「よろず支援拠点」は、国が全国に設置している無料の経営相談所です。中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方の売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆる悩みの相談に対応しています。

## 5 鎌倉市商工業元気アップ事業選定委員会

鎌倉市商工業元気アップ事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募があった事業計画のうち、補助金の交付の対象となる事業の適正かつ公正な選定について調査審議するため、学識経験者、公共的団体又は関係行政機関が推薦する委員5名から成る組織です。市長が元気アップ事業を認定するに当たっては、事前に選定委員会の調査審議を経ることとされています。

### (1) 日程

令和7年（2025年）8月上旬のうち1日を予定しています。日程が決まりましたら、後日、応募者に郵送で通知します。申請書に記載の住所宛に郵送しますので、必ずご確認をお願いいたします。

### (2) 審査を行う項目

「理念・情熱」、「新規性・独創性」、「実現性・将来性」、「地域性・社会性」、「応募書類」、「プレゼンテーション」の6項目について審査を行います。応募された事業プランが別に定める基準に満たない場合は「該当者なし」となります。なお、応募者が多数の場合、1次選考として書類審査を行う場合があります。

## 6 プレゼンテーション

応募者には、選定委員会において、プレゼンテーションを行っていただきます。

### (1) 内容

応募書類の内容や事業にかける思いなどについてご説明ください。

### (2) 制限時間

10分以内（時間厳守）

### (3) 質疑応答

プレゼンテーション後、質疑応答の時間を最長20分間設けます。選定委員より質問がない場合、その時点で終了となります。

### (4) 参加人数

付き添いの方などを含め最大3名が参加いただけます。原則として、応募者本人にプレゼンテーションを行っていただきますが、やむを得ない事情がある場合に限り、代理でのプレゼンテーションを認めます。ただし、代理出席者は、事業計画や収支計画等の応募内容への質問に対し回答可能な方に限ります。

### (5) パワーポイントの使用について

プレゼンテーションの際、パワーポイントを利用することができます。パワーポイントを利用される場合、プレゼンテーション当日にご自身のパソコンをお持ちいただけますが、事前にパソコンの動作確認を行います。動作確認は令和7年（2025年）7月31日（木）の13時から17時又は8月1日（金）の13時から17時の内、30分間です。パワーポイントとご自身のパソコンの使用希望の有無及び事前動作確認の日時についてはアンケートを行います。アンケートの方法は、電子申請の場合は応募フォーム、郵送の場合は電話もしくはEメール、窓口の場合はその場で聞き取ります。動作確認の実施日時は確定後、選

定委員会の日時と併せて、郵送で通知します。なお、プロジェクターは市が準備します。

(6) その他

- ・プレゼンテーションは非公開で行います。
- ・プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなします。

## 7 事業計画の認定

選定委員会の結果を受けて、各部門で優れていると認められる事業計画を「鎌倉市商工業元気アップ事業」として市長が認定します。

認定事業者には、市からスタートアップ支援アドバイザー\*を派遣するほか、市のホームページ等で紹介するなどにより、PRをさせていただきます。

なお、認定結果については、応募者全員に郵送でお知らせします。

### ※スタートアップ支援アドバイザー

スタートアップ支援アドバイザーとは、認定事業者が認定を受けた年度中に着実に開業し、円滑な事業定着を図ることができるよう、市から専門家を派遣して、事業開始の準備に寄り添った伴走型の支援を行う制度です。補助金による支援とあわせて、ご活用いただくこととしています。

## 8 補助金について

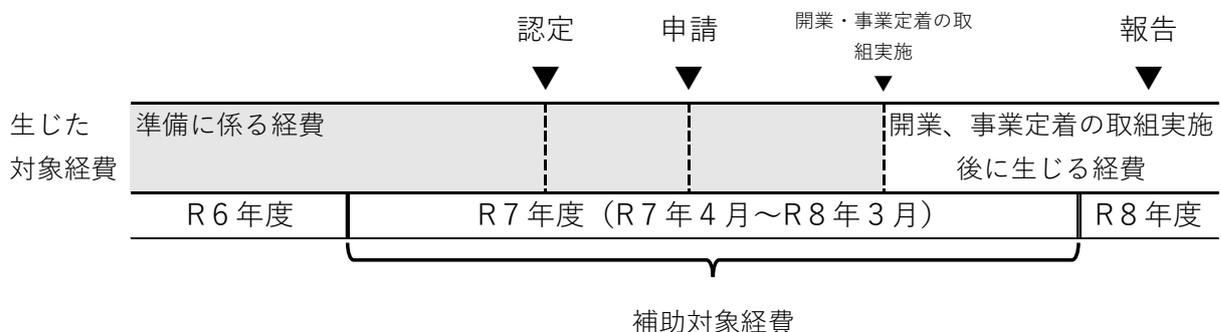
創業部門、事業定着部門の認定事業のうち、区分ごとに最も優れていると認められる各1事業を実施する事業者を補助事業者として、補助金を交付します。

(1) 補助金額の算定式について

$$\text{補助金額} = \text{補助対象経費} \times 80\% (\text{限度額 } 100 \text{ 万円})$$

(2) 補助対象経費について

補助対象経費は、下記の補助対象とならない経費を除き、認定を受けた事業の実施のために要し、令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に支出されるものです。なお、消費税は補助対象経費に含みません。



(3) 補助対象とならない経費について

- ・人件費、飲食費、娯楽、接待、不動産の取得、税金等に支出された費用及び公的資金の用途として社会通念上不適切と判断される経費。
- ・国・県等他団体の補助金を受ける場合は、それに該当する経費。

#### (4) 補助金の申請について

「鎌倉市商工業元気アップ事業」としての認定後、市が指定する日までに補助金の交付申請をしていただきます。指定する日は、認定後に通知します。

#### (5) 補助金交付の条件について

- ・市税を完納し、かつ、必要な申告義務を完了していること。
- ・許可又は認可を必要とする事業については、必要な時期に関係行政庁の許可又は認可を得ている、もしくは得る予定であること。補助金の交付決定がされた後も、必要な資格の取得や開業に至らないときは失格とし、補助金を交付しません。
- ・事務所及び店舗等の設立に当たっては、都市計画法における用途地域の制限や住民協定等まちづくりのルールに抵触しないこと。

## 9 フォローアップ支援

認定された事業者には3年経過した後に、フォローアップ支援アドバイザー\*を派遣し、経営診断を受けていただきます。

### ※フォローアップ支援アドバイザー

フォローアップ支援アドバイザーとは、認定事業者に対して、開業後3年を経過した日の属する年度の翌年度において、その時点における経営課題を分析し安定した事業の継続に資するため、市から専門家を派遣し、将来の事業展望を描くための支援を行う制度です。スタートアップ支援アドバイザーとともに、ご活用いただくこととしています。

## 10 市の事業へのご協力

認定された事業者に対して、市が行う商工業振興事業（創業支援、商店街活性化、展示会等への出展）にご協力をお願いする場合があります。

## 11 問い合わせ先

鎌倉市 市民防災部 商工課 商工担当  
電話 0467-23-3000 内線 2355、2356  
FAX 0467-23-7505  
メール shoko@city.kamakura.kanagawa.jp